

令和3年4月8日

保護者の皆様

大阪狭山市教育委員会

大阪狭山市立小・中学校における教育活動について(お知らせ)
(令和3年4月改訂版)

春暖の候、保護者の皆様には、新型コロナウイルス感染症に係る対応等について、さまざまご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて4月5日(月)～5月5日(水)の期間、大阪府全域で「まん延防止等重点措置」が適用されております。

4月1日(木)に開催された大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の決定に基づき、今後の大阪狭山市立小・中学校における教育活動を、下記のとおりといたしますので、ご理解・ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、この「お知らせ」は令和3年4月時点での最新の知見に基づき作成したのですが、今後新たな情報や知見が得られた場合には、随時見直しを行うことがありますので、ご了承ください。

■「まん延防止等重点措置」期間における小・中学校の対応について

「まん延防止等重点措置」期間内(令和3年4月5日～5月5日)は、感染リスクの高い活動は実施しません。

○学校教育活動

・児童生徒が長時間にわたり、密集又は近距離で対面形式となるグループワークやグループ活動、ディスカッション等

・近距離で一斉に大きな声で話す活動

(例)*音楽:室内で児童生徒等が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏

*体育:児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動

○部活動

・生徒どうしが近距離で向き合う活動

・大きな発声や激しい呼気を伴う活動

・身体接触を伴う活動

■保護者の皆様へお願い

1. 児童生徒や同居の家族が新型コロナウイルス感染症への感染が判明した場合や濃厚接触者に特定された場合、またPCR検査を受検することになった場合は、必ず学校までご連絡ください。

2. 学校で児童生徒が急に発熱した場合は、他の児童生徒がいない部屋で待機させたうえで、保護者の方へ連絡しますので、すみやかにお迎えをお願いします。

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止について

(1) 児童生徒について

・児童生徒の登校にあたっては、自宅にて検温と健康観察を実施し、「健康観察カード」や連絡帳に記入のうえ、持参させてください。学校では、教職員が児童生徒の健康状況を確認した後、教室に入るよう指導します。また、発熱等の風邪症状がある場合は学校に連絡し、登校させずに自宅で休養するようになしてください。

- ・学校の教育活動において身体的距離（1～2メートル程度）が十分とれないときは、感染拡大防止の観点から、児童生徒はマスクを着用することとします。ただし、運動時のマスク着用による身体へのリスクを考慮して、体育の授業ではマスクを着用しなくてもよいこととします。
- ・気温・湿度や暑さ指数が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外すよう指導する場合があります。

(2) 教職員について

- ・教職員も児童生徒と同様に、マスクの着用や手洗いによる新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行います。
- ・教職員は出勤前に自宅で検温し、本人に発熱等の風邪症状がある場合は出勤せず、自宅で休養するようにします。
- ・飛沫感染防止の観点から、教卓と児童生徒の最前列の机との間隔を確保します。また、教職員は適正な大きさの声で指導を行います。

(3) 環境衛生管理について

① 清掃・消毒について

令和2年12月3日付文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2020.12.3 Ver.5）」（以下「令和2年12月3日付文部科学省衛生管理マニュアル」）では、「清掃活動とは別に、消毒作業を別途行うことは、感染者が発生した場合でなければ基本的に不要」との見解が示されており、これに基づき、学校における清掃・消毒については、下記のとおり対応します。

- ・学校における環境衛生管理は、こまめな手洗いと清掃活動を基本とし、感染が発生した場合等、必要に応じて消毒を行います。
- ・児童生徒が共通に触れるドアの取手やスイッチ、手すりは、1日に1回家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行います。

② 手洗いについて

消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はありますが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難です。このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒の免疫力を高め、手洗いを徹底することが重要とされています。

- ・学校では、「登校時」「外から教室に入る時」「トイレの後」「給食の前後」「せきやくしゃみ、鼻をかんだとき」「掃除の後」「共有のものを触ったとき」に、こまめに流水と石けんによる手洗いを行うよう指導します。（ただし、学校生活の場面に応じて、児童生徒が手洗いに代えて、手指用の消毒液を用いて消毒を行う場合があります。）
- ・手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導します。

③ 換気について

- ・児童生徒が学習する教室等では、気候上可能な限り、常時換気に努めます。（窓を開ける幅は10cm から 20cm 程度を目安とします。）
- ・常時換気が難しい場合や、エアコン使用時においては、こまめに（30分に1回以上）数分間程度の換気を行います。

2. 感染者、濃厚接触者が生じた場合の対応について

(1) 新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について

① 児童生徒、または教職員に感染者が確認された場合

- ・児童生徒、または教職員に感染者が確認された場合において、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、その感染が広がっているおそれの範囲（学校全体、学年、学級）に応じて臨時休業します。学校での濃厚接触者がいない場合には、学校の教育活動を継続します。
- ・児童生徒の感染が判明した場合は、学校保健安全法第19条に基づく「出席停止」（欠席としない）とします。

・なお、臨時休業を行う場合は、学校から保護者へ連絡しますが、学校全体を臨時休業とする場合を除き、公表は行いません。

②児童生徒、または教職員の家族に濃厚接触者が確認された場合

- ・児童生徒や教職員の家族に濃厚接触者がいる場合は、保健所等関係機関と相談の上、個別に対応します。
- ・保健所により、濃厚接触者にあると特定された児童生徒は、学校保健安全法第19条に基づき、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間の「出席停止」（欠席としない）とします。

(2)発熱や風邪症状がある児童生徒の出席停止措置について

- ①児童生徒本人に発熱等の風邪症状がある場合の欠席は、1日目であっても「病欠欠席」ではなく、「出席停止」（欠席としない）とします。
- ②令和3年4月現在、大阪府内では新型コロナウイルス感染症の感染者が増加傾向にあります。同居の家族に新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある場合は、感染拡大防止の観点から、児童生徒の登校を見合わせることをご検討ください。（この場合も「出席停止」とします。）
- ③児童生徒本人や同居の家族に次の症状がある場合は、「新型コロナ受診相談センター TEL:06-7166-9911」へ連絡し、感染の可能性やその後の対応について相談してください。

- A. 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- B. 重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合
- C. 妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- D. 上記A、B、C以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪症状が4日以上続く場合

3. 児童生徒・保護者の心のケアに係る相談窓口について

- ・新型コロナウイルス感染症対応により、日常生活が大きく変わる事態となり、子どもたちは、友人関係や学習、進路や将来のことなど、様々な思いや悩みを抱きながら、新しい学年を迎えていると考えられます。
- ・児童生徒が悩みや不安について相談できるよう、担任や養護教諭、スクールカウンセラー等が教育相談を受け付けておりますので、各小・中学校または下記連絡先までご相談ください。
- ・また、感染者、濃厚接触者とその家族、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものです。
- ・本市では、このような偏見や差別が生じないよう、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、児童生徒の発達段階に応じて啓発を行ってまいります。（新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合の相談も、各小・中学校や下記連絡先で受け付けております。）

(児童生徒・保護者の心のケアにかかる相談連絡先)

- 「大阪狭山市教育委員会教育部学校教育グループ」：TEL 072-366-0011（内線 809）
- 「新型コロナ こころのフリーダイヤル」：TEL 0120-017-556
※午前9時30分～午後5時（土・日・祝日・年末年始も実施）
- 「すこやか教育相談 24」：TEL 0120-0-78310（無料）24時間対応の電話相談です。